

日 薬 定 例 記 者 会 見 要 旨

日 時：令和8年8月20日（木）13：00～14：00

場 所：日本薬剤師会 第一会議室

出席者：岩月会長、原口副会長、豊見副会長、上野専務理事

内容・提出資料：

1-1. 令和8年熊本地震について

1-2. 令和8年8月千葉豪雨について

原口副会長より、掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

7月28日に発災した熊本地震については、モバイルファーマシーによる活動を8月12日に終了、福岡県薬剤師会の災害対策本部も解除となった。JMAT（日本医師会災害医療チーム）の活動は継続されているが、平常の医療体制に戻りつつある状況と認識している。

また、千葉県では8月13日からの大雨により床上浸水、床下浸水が多数発生し、会員薬局にも被害が出ている状況。千葉県薬剤師会からの報告により、8月18日現在、床上浸水34軒、床下浸水21軒を確認している。

2. 令和7年度医薬品販売制度実態把握調査結果について

（令和8年8月18日 日薬業発第222号）

豊見副会長より、掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

8月7日、厚労省医薬局総務課及び監視指導・麻薬対策課より「令和7年度医薬品販売制度実態把握調査結果」が公表された。調査結果によれば、調査件数は例年の約半数1,506件となっている。

薬局・店舗販売業の店舗では、全体的な遵守率は横ばいとなったが、要指導医薬品・第一類医薬品販売時において「使用者の状況について確認された」割合は前年度より改善がみられ、引き続き90%台を維持した。一方で、第一類医薬品における情報提供があったうち、「文書を用いて情報提供があった」割合は、全体で76.7%、薬局においては76.1%、「情報提供された内容を理解したかどうか等の確認があった」割合は全体で65.4%、薬局においては62.9%、また、濫用等のおそれのある医薬品を複数購入しようとした際の対応が「適切であった」は全体で86.8%、薬局においては85.5%と、依然として販売ルールを遵守していない施設が存在し、十分とは言えない状況にある。厚労省は当該結果を踏まえ、都道府県や本会に対し一層の医薬品販売制度の遵守徹底を図るよう通知した。

本会はこれを踏まえ、都道府県薬剤師会に対し、より一層の法令遵守の徹底に関する会員への周知、各都道府県の薬務主管課との連携した取り組みのほか、法令遵守ができていない薬局等が確認された場合には、法令に基づいた販売方法の徹底など、改善に向けた指導を依頼したところである。なお、本会は本年度も会員を対象に「医薬品販売制度に関する自己点検」を実施する予定で、文書を用いての情報提供などが改善されるよう、自己点検表の見直しを行うこととしている。

主な質疑応答は以下のとおり。

【令和7年度医薬品販売制度実態把握調査結果について】

記者：独立店、チェーン店で差が出ている部分は何か、また、調査結果から改善すべきことについて対応策は検討されているか。

豊見副会長：名札の着用、医薬品の使用者の状況確認において、独立店の方が低く、差が出ている。自己点検で1回改善したら終わりというのではなく、継続的に周知を図っていくことが必要だと感じている。

岩月会長：販売する医薬品の使用者が購入した本人であるかどうかは、購入者との会話の中で認識できれば改めて聞かないことはあり、そういった場合でも「確認なし」と判定されている可能性もあると思われる。都道府県薬剤師会と連携して改善していく。

記者：薬剤師がOTC医薬品を販売する意義とは何であるとお考えか。

岩月会長：登録販売者が販売できたとしても、薬剤師が店舗にいた場合は薬剤師が積極的に関与し、責任を負うべきである。国家資格者としてすべての医薬品提供に関わる姿勢が重要である。

今回の定例記者会見は、令和8年9月9日（水）13：00～を予定。